

明石川の有機フッ素化合物

健康相談や水質検査を継続し 正しい情報の共有へ勉強会を開催

問 明石川の有機フッ素化合物(以下、PFAS)問題について、市としての具体的な取り組みと成果を問う。

答 これまで3回の国への要望や神戸市との連携、環境省職員による研修などに取り組んできた。今年度も引き続き、水道水のPFAS

低減対策や健康相談等を実施するほか、河川水や地下水の水質検査の強化を行っていく。

また、現時点のPFASに関する公知の情報を整理し市民に周知するため、勉強会を開催する。環境省と調整を進めている。時期や具体的な内容は現在検討中。



安全安心な環境を守っていく

中だが、市民をはじめ事業者等がPFASに関する正しい情報を共有できるように勉強会にしたいと考えている。今後国、県、近隣他都市の動向を注視し、情報収集に努める。

介護分野の課題

専門職の確保・育成 取り組み状況は

問 介護事業所において質の高いサービスを継続的に提供できる環境を整えるためには、介護支援専門員をはじめとする専門性の高い職種の確保・育成・定着が重要である。市の取り組みを聞く。

答 福祉分野全般における人材確保・定着は急務であり、これまでも就職フェアの開催等を実施してきた。昨年度は介護支援専門員継続支援給付金として同専門員資格の更新者に給付を開始した。120件の申請に対し、要件を満たす全ての申請者に給付を行い、継続の

後押しとなったことから引き続き実施する。さらに今年度は、同専門員を目指す人の合格対策講座のほか市内福祉現場で働く若手職員のスキルの底上げを図る研修など人材確保・定着に向けた新たな取り組みを実施する。

手話通訳者の派遣

合理的配慮提供する 企業への支援の仕組みは

問 手話言語・障害者コミュニケーション条例を制定した市の現状と企業等への手話通訳者の派遣について聞く。

答 本市は同条例に基づき手話言語をさらに普及させるため遠隔手話通訳や小学校の手話体験教室を実施している。手話通訳者等の派遣は、市内在住の聴覚、言語、音声機能等の障

害者を対象に日常・社会生活を営むために必要な医療機関の受診や行事への参加時などに実施している。

企業等への派遣は、依頼者が市内在住の場合に申請に基づき対応しているが、市外の場合には有償の派遣関係団体等を紹介している。

今後は合理的配慮を提供する環境整備推進の観点から手話通訳等が必要とする人に合理的配慮を提供しようとする企業等への支援の仕組みを検討していく。

昨年、無作為抽出の市民とごみ減量ワークショップを実施し無作為抽出では約57%、ワークショップでは約88%の人が単純指定ごみ袋導入に賛成している。

一方、パブリックコメントでは、処理費用が有料になると勘違いして反対する人もいた。今後は各地域で説明会を行い、市民に正しく認識・理解してもらえよう丁寧周知する。

ごみ減量に向けた 単純指定ごみ袋制度の導入 市民に丁寧な説明を

問 ごみ減量の手段として市民に負担がかかる単純指定ごみ袋を導入することに疑問がある。導入の必要性を問う。

答 本市は明石市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ減量を計画的に進めているが、削減目標達成には単純指定ごみ袋を導入し、ごみ出しルールの厳格化を行い、ごみに対する市民の意識を変えていく必要があると考える。



市民向けワークショップを実施

訪問理美容サービスを受けられることは心身ともにリフレッシュができ、生活の質の向上につながると認識している。助成については、ニーズを把握し、他の施策の優先順位や費用対効果等も考慮しながら調査研究していく。

意見書を提出

意見書2件を可決し、政府・関係機関に送付しました。以下はその要旨です。

◎刑事訴訟法の再審規定改正に向けた審議促進を求める意見書

- 1 再審制度の手續きの整備をすること。
- 2 再審請求手続で、検察官の手持ち資料を含め、証拠を全面開示すること。
- 3 裁判所の再審開始決定に対する、検察官の不服申立てを禁止すること。

◎地方消費者行政維持・強化のための施策を求める意見書

- 1 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。
- 2 PIONEERの刷新・消費生活相談のデジタル化により地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。
- 3 消費生活相談情報の聴取及びPIONEER登録業務等、国と地方公共団体相互の利害に係る事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものに対し、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

請願

▽採択された請願△

○国に対し「刑事訴訟法の再審規定改正に向けた審議促進を求める意見書」提出の請願

○地方消費者行政維持・強化のための施策の国への要請に関する請願

問 明石が誇る伝統文化の現状と取り組みについて問う。

答 本市を代表する伝統行事や民俗文化財は、大蔵谷の獅子舞、明石最古の海上神事である明石浦のおしゃたか舟、藤江の射、田植えの無事終了と豊作を願う神事である清水のオクワハン、五穀豊穡を祈願し各地域で秋祭りを彩る布団太鼓やみこしなど、明石の



夏の風物詩 明石浦のおしゃたか舟

外出困難な高齢者の訪問理美容

生活の質の向上へ支援を推進

問 訪問理美容は、理美容師が障害等で外出が困難な人の自宅や介護施設等を訪問し、理美容サービスを行うこと

である。サービスを受け、自分らしい暮らしを送ることは、本人も家族も笑顔になれるやさしいまちに必要な取

り組みと考える。訪問理美容の助成制度について市の見解は。

答 平成12年に介護保険制度が開始されてから、本市の介護を要する高齢者の多くがデイサービスなどの通所施設や介護施設で理美容サービスを利用している。

訪問理美容サービスを受けることは心身ともにリフレッシュができ、生活の質の向上につながると認識している。助成については、ニーズを把握し、他の施策の優先順位や費用対効果等も考慮しながら調査研究していく。

訪問理美容サービスを受けられることは心身ともにリフレッシュができ、生活の質の向上につながると認識している。助成については、ニーズを把握し、他の施策の優先順位や費用対効果等も考慮しながら調査研究していく。

訪問理美容サービスを受けられることは心身ともにリフレッシュができ、生活の質の向上につながると認識している。助成については、ニーズを把握し、他の施策の優先順位や費用対効果等も考慮しながら調査研究していく。

**令和6年度の政務活動費
収支報告書・領収書等が閲覧できます**

公文書公開請求をしなくても政務活動費の収支報告書・領収書等が閲覧できます。

令和6年度分(令和6年4月～7年3月)が新たに閲覧の対象となります。

閲覧できるのは令和2年4月分からです。

なお、令和5年5月分からは、市議会ホームページで領収書等も公開しています。(下記の二次元コードから読み取ってください)

閲覧開始日 8月1日(金)

閲覧時間 午前8時55分～午後5時40分(閉庁日を除く)

閲覧場所・問い合わせ先

議会局総務課(市役所議会議棟3階)

TEL: (078)911-2600 FAX: (078)918-5112

メール: gikai@city.akashi.lg.jp